

【厚生年金基金】

『加入員記録の突合に伴う規約変更について（訂正のご連絡）』 （平成21年3月9日付通知改正分）

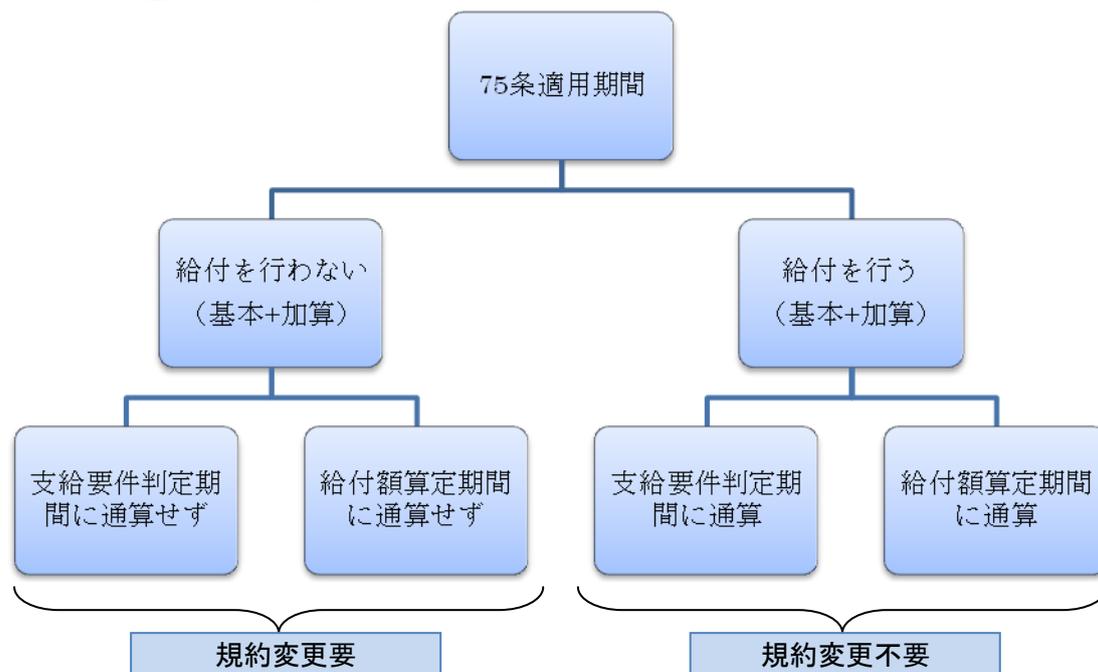
標記につきましては、[平成21年8月28日付決算代議員会資料](#)にてご案内しておりました内容のうち、厚生労働省から、以下の点につき訂正の連絡がありましたので、ご連絡いたします。

なお、既に認可申請済の基金様には、個別に厚生局から修正の依頼が行われるとのことです。

【訂正の内容】

- ・支給要件判定及び給付額算定の期間については、「基本部分及び加算部分の支給要件判定及び給付額算定のいずれも通算しない」取扱いとすること。
- ・給付を行わない取扱いは、代行部分・プラスアルファ部分・加算部分について基金が選択できるとしていたものを、「一律全ての給付の制限を行う方法のみ認める」とすること。

<法第75条適用期間の取扱いイメージ図（訂正後）>



【訂正後の規約例について】

《本文》

第〇条の2 この基金は、掛金を徴収することができなかつた期間のうち、厚生年金保険被保険者期間において法第75条を適用することとされた期間（以下、本条において「法第75条適用期間」という。）にあつては、法第75条適用期間について給付を行わないことができるものとする。

2 前項により、法第75条適用期間の給付を行わないこととした場合の加算適用加入員期間は、法第75条適用期間を控除した期間とする。

《附則》

附 則

この規約は、平成〇年〇月〇日から施行し、同日以降に第〇条の2に規定する法第75条を適用することとされた期間が判明したものについて適用する。

《注》

- ・今般の取り扱いは、「原則、受給権発生時から給付制限を行うもの」とするとのことであり、規約例における「給付制限を将来に限って行う場合の附則」は削除すると厚生労働省より連絡がございました。
- ・訂正後の規約例は、[平成 21 年 8 月 28 日付決算代議員会資料](#)にてご案内いたしました規約例のうち、①の規約例に該当いたします。

以上

